

平成27年度緑の募金事業実施要領

1 趣 旨

森林は、水のふるさと、心のふるさとであり、人類生存にとって不可欠な存在です。

森林の育成管理は林業関係者や山村の住民に委ねておくだけではなく、国民・県民一人一人が、それぞれの立場で可能な方法によって、森林づくりへ参加することが今日必要とされています。また、地球的な規模で森林の衰退が深刻化し、地球温暖化問題、熱帯林の再生や砂漠化に対する関心も高まっています。

こうしたことを背景に、「緑の募金」は平成8年4月から、法律に基づく募金としてスタートし、県民の皆様方からあたたかい多くの善意が寄せられています。

つきましては、この募金を元にして、県民の自発的かつ多様な森林整備・森づくり活動などを支援することを目的に、以下のとおり事業の一般公募をします。

2 応募の要件

次の要件を具備した法人、団体、グループ等とします。

- (1) 明確な森林整備または緑化の推進の目的を持っていること。
- (2) 自主的、組織的な活動で申請した事業を完遂する意志と能力を持っていること。
- (3) 交付金の使途に係る条件を守ることが確実であること。
- (4) 原則として高知県内に活動の本拠を有すること。
- (5) 定款、規約、会則等を整備していること。

3 募集対象事業

以下の(1)～(3)までに掲げる事業とします。

なお、すでに前年度以前に認定を受けている継続事業については、通算して3年までは継続することができますが、事業内容の審査により認められない場合があります。また、特段の事情があると認められる場合に限り、運営協議会の審査により5年間は継続事業として認められる場合があります。(継続して行っている事業については、要領様式1の8の(2)に従って必要書類を添付してください。)

同一の事業で他の機関から助成金を受けているもの、あるいは受ける予定にある事業に関しては、他の機関の助成状況や申請内容等を総合的に勘案して特段の事情があると認められる場合を除き、助成の対象となりません。森林整備における間伐に関しては、県その他の機関へ申請をしている事業区域の同じ場所で実施する事業で、当該事業と同一の事業と認められるものについては助成の対象とならない場合があります。

(1) 森林整備関係

- ア 県民の自主的な参加協力による森林づくり（野生鳥獣被害対策含む）の模範となるような森林整備事業
- イ 都市住民と森林との結びつけを促進助長するような森林の整備事業
- ウ 地域のシンボル的な森林の利活用を促進するための事業
- エ その他ア～ウに準ずる事業、イベント、行事等

(2) 緑化推進関係

- ア 森林・緑・水に対する認識を深めるための普及啓発事業
- イ 体験・参加を主体とする森林・緑づくり運動のキャンペーン、イベント、記念植樹、交流活動
- ウ 森林・緑の環境整備を推進する市民ボランティアの事業活動

- エ 森林の公益的機能、学校林、巨木等の調査研究
オ その他ア～エに準ずる事業、イベント、行事等

(3) 国際緑化関係

- ア 热帯林の保全・造成、砂漠化防止、砂丘林劣化防止等の海外における森林ボランティア活動
イ 民間活動グループのリーダーや青少年等の海外研修
ウ 県内の関係の深い森林・林業に関する国際会議や海外林業視察団との交流

4 事業実施期間

平成27年4月1日～平成27年11月30日

5 募集期間

平成26年10月15日(水)～平成26年11月28日(金)当日消印有効 (期間を厳守のこと)

6 交付金の限度額

一事業につき原則として40万円を限度とする。(但し、緑の募金公募事業の予算枠の事情等により、必ずしも申請額通り認められるものではありません。)

7 交付対象経費

交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

科 目	区 分	細 分	備 考
行動費	受入施設費	宿舎、寝具 借上げ等	公共施設等を宿舎として一括借り上げする場合のみ
	交通費	人員輸送 公共交通	バス等の人員輸送車借上げ料 集合・解散場所から作業現地までの実費
	保険料		ボランティア等傷害保険料
環境整備費	作業道等整備費		作業道、歩道等整備経費
資材費	機械・器具	購入	看板設置費も含む
		借上げ損料	
	苗木		
資材等運搬費	運搬費		車両借上げ料
指導者経費	謝金等		旅費・宿泊費を含む
事務費	事務用品費		
	印刷費		
	通信費		
	その他		

(注) 次の経費等については、交付の対象となりません。

- ◎ボランティア等への労賃、謝礼等
- ◎ホテル・旅館・厚生施設等の宿泊料
- ◎居住地から集合解散場所までの旅費 (海外における集合解散場所は現地とする)

8 応募方法

「緑の募金公募事業認定申請書」により応募してください（要領様式1）。

9 採択の決定及び通知

応募申請書は学識者、教育界、市民団体、業界関係、自治体等の有識者で構成される運営協議会で審査を行い、公益社団法人高知県森と緑の会の理事長が決定し応募申請者に通知する（要領様式2、3）。

なお、理事長は、交付金の適正な交付を行うため必要があると認めた場合は申請事項に修正を加え、または条件を付すことができる。

10 交付金の交付

交付金の交付に係る細部事項は、「緑の募金事業実施要綱」（略）を準用して行う。

11 応募及び問い合わせ先

（1）公益社団法人高知県森と緑の会

住所 〒780-0870

高知市本町5丁目1番50号 中沢ビル4階

TEL 088-855-3905 FAX 088-855-3906

E-mail info@moritomidori.com

ホームページ <http://www.moritomidori.com/>

（2）高知県森と緑の会市町村支部

（各市町村の農林・緑化担当部署に設置。高知市は環境政策課に設置。）

(様式 1)

平成 年 月 日

公益社団法人高知県森と緑の会

理事長 結城 健輔 様

(〒 -)

申請者 住所又は事務所の所在地

団体名

代表者名

印

平成 27 年度緑の募金公募事業認定申請書

平成 27 年度緑の募金公募事業として下記の事業を実施したいので、関係資料を添えて認定を申請します。

記

1 事業名

：事業認定申請書は、事業ごとに別葉とすること。

2 事業の目的及び内容

：事業の目的、内容、実施主体、期間、参加(募集)人数、場所等を具体的に記載する。

3 資金計画 (収入予算)

：交付金のほか、自己資金等資金のすべてを記載する。

(単位：円)

資 金	金 額	備 考
緑の募金交付金		
その他助成金		
自己資金		
合 計		

(注) 「その他助成金」の「備考」欄には、助成金の名称を記載する。

4 事業計画 (支出予算)

：交付金とそれ以外の資金に区分して、事業科目ごとに事業費を計上する。

(単位：円)

事業科目	金 額	内 容
------	-----	-----

緑の募 金交付 金			
	小計		
それ以外の資金			
	小計		
合計			

(注) 「内容」欄には、積算根拠（数量、規模、単価等）等を記載する。

5 交付金交付申請額 : 金 円

6 申請者の概要

法人・団体等の設立年月日		
主たる事務所等の所在地		
担当者名 電話 FAX E-mail		
構成員数		
設立目的		
活動・事業内容		
実施時期	事業名	概要
過去の緑の募金公募事業による実績概要		
実施時期	事業名	概要

7 その他

：添付資料（申請団体の活動内容、名簿、活動実績、パンフレット等参考となるもの。）

8 申請書記載に当たっての留意事項

(1) 事業認定申請書は、事業ごとに別様とすること。

(2) 「2 事業の目的及び内容」欄については、①事業の目的、②事業内容、③実施主体、

④実施期間、⑤参加(募集)人数、⑥実施場所（特に、植樹・間伐等を実施する事業の場合は「別紙1 植樹等の森林整備箇所に関する調書」及び「整備に係る箇所の図面」を必ず添付）、⑦その他必要な事項を記載すること。

また、複数年度にわたって実施する予定の事業については、ソフト、整備の如何にかかわらず年度毎の整備計画と図面及びその理由を添付すること。

※ 次年度以降の事業については、今回の申請が認められても必ずしも交付の対象となるものではありません。

なお、既に前年度以前に縁の募金公募事業を活用して実施している事業であって、本年度も申請を行うものにあっては、前年度事業の効果と事業継続の必要性について記載したものを添付すること。

- (3) 「4 事業計画（支出予算）」の「内容」欄には、あらかじめ積算対象となる物品等について、見積書を徴収するなどの方法により適正な積算根拠を記載すること。
なお、積算根拠には、数量、規模、単価等内訳のわかる数値を項目の如何にかかわらず必ず記載すること。
- (4) 「5 交付金交付申請額」は、「4 事業計画（支出予算）」で算出した合計金額について、千円未満を切り捨てた金額を記載すること。
- (5) 「6 申請者の概要」欄については、出来る限り詳細な記載を行うこと。
- (6) 「7 その他」の添付資料については、参考となる資料を添付すること。

植樹等の森林整備箇所に関する調書

植樹・間伐等を実施する事業の場合、以下の様式に必要事項を記載し、整備に係る箇所の位置図を添付のうえ、「緑の募金公募事業認定申請書（様式1）」と一緒に提出してください。

※ 整備に係る箇所の位置図を添付のこと

事業実施場所	住所
概要 地目（山林）	概要
所有者	連絡先
現場の特徴	
活動例	
対象者	
備考	

《記載例》

植樹等の森林整備箇所に関する調書

植樹・間伐等を実施する事業の場合、以下の様式に必要事項を記載し、整備に係る箇所の位置図を添付のうえ、「緑の募金公募事業認定申請書（様式1）」と一緒に提出してください。

事業実施場所	住所 香美市土佐山田町平山
概要 地目（山林）	概要 国道32号〇〇交差点より右折し、車で5分ほど入る。森林公園の真南にあたる。
所有者	土佐 太郎 香美市土佐山田町平山 (所有者が自治体等の場合は、(例)町有林などと記載) 連絡先 TEL 0887-5〇-01〇〇
現場の特徴	30～50年の杉と檜林。山は尾根までかなり広い。小さな谷川があり水は枯れることがない。20年ものの間伐林が多数あり、使用自由。
活動例	狭い場所ではあるが、少人数のキャンプ可。下の竹林が使用できれば活動は広がる。
対象者	全年齢層
備考	車道は1台分の通行可能。駐車スペースは狭く、手前3kmの駐車場所から徒歩15分で現地へ行く。

※ 整備に係る箇所の位置図を添付のこと

交付金交付決定通知書

事業者名

平成 年 月 日付けで申請のあつた平成 年度緑の募金公募事業交付金について
では、下記により金 円を交付することに決定したので通知します。

平成 年 月 日

公益社団法人高知県森と緑の会

理事長

印

記

1 認定事業名 :

2 交付金対象事業： 別紙「認定事業費実施内訳書」のとおり。

3 事業実施に当たつての留意事項

(1) 申請の内容に虚偽、その他不実の記載があつた場合、交付金を他の用途に使用した場合等の不正があつたときは、交付の決定を取り消し又は交付金の返還を請求することができます。

(2) この交付決定通知書の別紙「認定事業費実施内訳書」において、認められた経費については、原則として変更は認められません。諸般の事情により変更せざるを得なくなつた時は、事業を実施する前に当会まで連絡のうえ、変更手続きをとつてください。

(3) 審査による減額等の結果、当初の事業の趣旨及び目的を遂行することができないときは、事業着手前に交付金の交付の辞退を申し出てください。

(4) 当該事業が緑の募金による助成を受けたものであることを事業の参加者ほか一般県民に周知できるような方法で事業を実施すること。森林整備、植樹等については、必ず別紙の「森林整備事業での標柱の設置例」により、現地に標柱、看板等を設置してください。（交付の条件とされています。）

例) 案内書、ビラ等への表示及び新聞、テレビ局などマスコミへの通知・広報

(5) 事業の実施日を決定し、募集パンフレットや案内文書を作成次第、当会へ必ず送付してください（FAX、メール可）。公募事業実施について、当会ホームページに掲載します。事前に連絡がない場合や、募集の際に緑の募金公募事業で実施するという表示がないものについては、助成事業として認められません。（助成金が交付されません。）

(6) 事業の実施の中で、皆さまの行う事業の原資である緑の募金の仕組みや制度について

て、必ず参加者への普及啓発や広報を行ってください。(交付の条件とされています。)

- (7) 今回認定を受けた事業の経費支払は、事業完了後の精算払となります。なお、事業が終了したときは、遅滞なく別紙2「事業実績報告書」及び別紙3「交付請求書」を提出してください。(期限:事業の完了から1ヶ月以内に提出すること。なお、11月に実施する場合には、平成27年12月19日迄必着厳守のこと。)
- (8) 経費支出に係る帳簿、領収書等の証拠書類を事業完了の日から3年間保管してください。(別紙監査要領に沿って事業監査を行う場合があります。)
- (9) 事業の実施状況及び成果がわかるように、実績報告時において写真等の記録を必ず提出してください。(カラーコピー可)
- (10) 事業の実施日が緑の募金活動実施期間内(春 3/1~5/31、秋 9/1~10/31)である場合は、参加者に募金活動に参加・協力してもらうよう依頼してください。また、本部事務局から春と秋の街頭募金への参加を依頼しますので、どちらか一方に参加してください。

認定事業費実施内訳書

事業名	
実施主体	
実施主体所在地	
実施予定年月日	
実施場所	
対象者・参加者数	
事業概要	
事業計画・内訳	
交付決定額	

(様式3)

高森緑第 号
平成 年 月 日

申請者 様

公益社団法人高知県森と緑の会
理事長 印

平成27年度緑の募金事業認定審査結果通知書

この度は、「緑の募金公募事業」にご応募いただきありがとうございます。
今回応募していただいた事業については、審査の結果、採用とならなかつたことをご連絡申
し上げます。次回公募への応募をお待ちしています。